

Ⅳ－５ 学校いじめ防止基本方針

本校教育目標「夢もつ子」（心豊かでたくましく、夢に向かって挑戦できる子どもの育成）の育成を目指し、全ての子供と大人が「いじめはどの学級でも、どの子供にも起こり得る」という認識をもちつつ、いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。

そのために本校では、いじめられている子供の立場に立ち、絶対に守り通すとともに、いじめる子供に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。学校と保護者、地域、関係機関が連携協力に努める。それらを念頭に置き、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

※「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より抜粋）

【めざす児童像】

○進んで学ぶ子 ○素直で明るい子 ○たくましい子

いじめ対策委員会

校内教職員等

校長、教頭、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、担任等、養護教諭、人権教育担当、いじめ相談担当

専門家・外部関係者

スクールカウンセラー、スクールサポーター、学校評議員、学校相談員、スクールソーシャルワーカー、育友会長

※年間計画の作成・実行・検証・修正

家庭（育友会）・地域との連携

学校
○家庭訪問・通信・HP
○授業参観・懇談会・行事
○心を見つめる週間

家庭（育友会）
○総会・理事評議員会
○行事・講演会
○広報誌

地域
○育成協
ONW パトロール
ON スポーツクラブ

関係機関との連携

教頭 ○情報

長崎市教育委員会
○支援チーム派遣
○相談窓口

警察
○助言・支援
○相談窓口

児童会

○人権集会
○いじめゼロ宣言
（西浦上中学生徒会連携）
○人権平和委員会
○心を見つめる週間

「いじめの禁止」児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法第4条より抜粋）

「保護者の責務等」保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（いじめ防止対策推進法第9条より抜粋）

(1) いじめ問題への取組（線部、R8いじめ対策基本方針の改定を受け追加・修正）

防 止

- (1) いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップの下、一致協力した指導体制を確立する。
- (2) 研修を計画的に実施し、教職員の共通理解を図り、指導力向上に努める。
 - ・「違い」をいじめの理由にさせない教育環境を構築するための理解促進と支援体制を強化。
- ※障害のある児童生徒： 個別の教育支援計画に基づき、特性に応じたコミュニケーション支援を行い、周囲の生徒に対しても正しい理解を促す啓発を行う。
- ※LGBTQ+： 正しい知識を習得し、性の多様性を尊重する姿勢を明確に示す。揶揄や差別的な言動に対しては即座に厳しく指導する。
- ※外国にルーツのある児童生徒： 言語や文化の違いを肯定的に捉える多文化共生教育を推進し、孤立させない見守り体制を構築する。
- (3) 全ての教育活動において思いやりと生命尊重の指導に努め、児童の社会性を培う。
- (4) 「西浦上っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、道徳教育の充実を図る。
- (5) 自己肯定感を育み、「夢もつ子」の育成に努める。
- (6) 児童会を中心に「人権集会」、「いじめゼロ宣言」等に取り組み、児童の自主性を育てる。
- (7) 評議員会での協議やリーフレット、HP 活用によって学校基本方針の周知、連携を図る。
- (8) ネット上のいじめ対策について、育友会や関係機関と連携を図る。
- (9) 学校基本方針による取組について、学校評価に項目を設け、計画的・継続的な評価に取り組む。
- (10) 一人一台端末の利活用が進む中において、「GIGA ワークブックながさき」等の教材を年間計画に組み込み、情報の適切な取り扱いとネット上のマナーについて指導を徹底する。

早期発見

- (1) 日頃から児童の様子を観察し(チェックリスト)変化に気づいたら、教職員が情報を共有するようにする。
- (2) 「こころのまど」等定期的なアンケート調査や個別面談、日記活用等きめ細かな把握に努める。
- (3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、学校内外の教育相談体制を整備する。
- (4) 育友会理事評議員会や学校評議員会、育成協議会等、育友会や地域と連携・協働する体制を構築する。
- (5) 学校以外の相談窓口について、周知・広報を行う。
- (6) いじめ対策委員会の定例開催の徹底し、全校児童の状況を多角的に点検する。(生活指導委員会とのタイアップ)

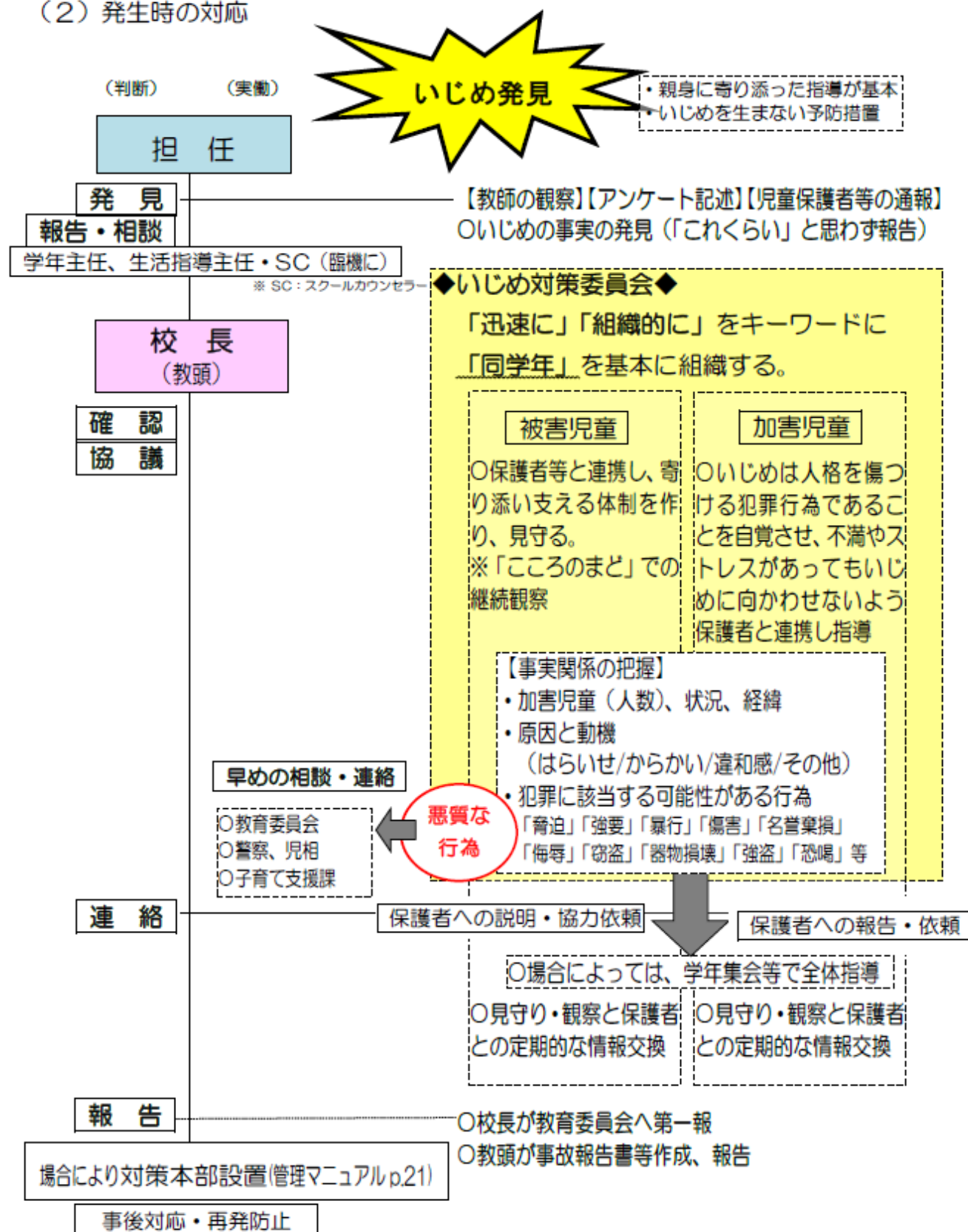
措 置

- (1) いじめの疑いがある行為には事実確認を行い、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- (2) 情報を得たら、いじめ対策委員会が中心となり、速やかに対応の組織化を図る。
- (3) いじめられている児童には心のケア等を行うと同時に守り通す対策をとる。確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。いじめられた児童に寄り添い、支える体制をつくり、状況に応じて外部専門家の協力を得る。
- (4) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめを確認したらすぐにやめさせ、再発防止の措置をとる。状況に応じて、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、警察との連携も含め、毅然とした対応を行う。また、保護者へ継続的な助言を行う。
- (5) 学級等集団に互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- (6) いじめの内容が犯罪行為に該当する疑いがある場合は、学校だけで抱え込まず、直ちに警察署やスクールサポーターへ相談・通報する。特に以下の事案については迅速に対応する。
 - ・身体的暴力（暴行・傷害）、金品の要求（恐喝）、所持品の破損（器物損壊）
 - ・SNS 等でのプライバシー侵害、わいせつ画像の要求、誹謗中傷（名誉毀損）

重大事態発生時の取組

- (1) 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるなどの重大事態を認知した場合、直ちに長崎市教育委員会へ報告する。
- (2) 教育委員会と十分に連携しながら、「いじめ対策委員会」等において調査を行う。
- (3) 調査にあたっては、いじめられた児童の保護者の要望・意見の十分な聴取、迅速な協議を経て、いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員にも質問紙調査や聞き取りを行う。この際、被害児童や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
- (4) いじめた児童には調査による事実関係を確認するとともに、指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- (5) いじめられた児童には事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、必要な支援を行う。
- (6) いじめられた児童が死亡した場合、以後の自殺防止に資するため背景調査を行う。亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに配慮しながら行う。
- (7) 調査結果は速やかに学校→教育委員会→市長と報告する。いじめを受けた児童やその保護者に対し、事実関係について説明する。

(2) 発生時の対応



(3) いじめチェックリスト

(1) いじめられている子供が発するサイン

①からだや体調

- ☐ 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ☐ 傷やあざがあり、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ☐ 腹痛、吐気を訴え、保健室等への出入りが頻繁である。

②しぐさや態度

- ☐ どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ☐ 視線を合わせようとしない。（教師の目を避けている。）

③友達との関係

- ☐ 周りに異常なほど気をつかっているように見える。
- ☐ いいなりになっている。（使い走りではないか？）
- ☐ 嫌なあだ名で呼ばれている。
- ☐ 特定の子供の席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ごみが散乱している。

④生活面

- ☐ 納入金などを急に滞納しはじめた。
- ☐ 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ☐ 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。
- ☐ 学級写真などの顔にいたずらされている。

(2) 学校生活場面でのチェックポイント

①学級の雰囲気

- ☐ グループにしかわからないあだ名で話している。
- ☐ やる気がなく、行事なども盛り上がらない。覇気がない。
- ☐ 教師の話や指導が空回りしているような雰囲気がある。
- ☐ 教師を避けがちになる。
- ☐ 特定の子供が当番や係を何度も担当している。
- ☐ ひそひそ話が多くなり、互いに気にする雰囲気がある。
- ☐ グループから離れて一人で行動するようになる。

②登校時や朝の会

- ☐ 早退、遅刻、欠席が目立つ。
- ☐ 表情が暗く、どこことなく元気がない。

③授業時間

- ☐ 一人で遅れて教室に入ってくるが多い。
- ☐ よい発言や行動をしたのに賞賛や評価が得られない。
- ☐ 特定の子供の発表に笑いや冷やかし、無視がある。
- ☐ 体育などで特定の子供にボールが回らない（回る）。

④昼食時

- ☐ デザートなどをとられている。
- ☐ おかずやデザートを他人に与えている。
- ☐ 当番の時、特定の子供がさわった食器をさわらない。
- ☐ グループで食べる時、特定の子供と机を離れたがる。

⑤休み時間

- ☐ トイレなどに閉じこもりがちである。
- ☐ 一人で時間をつぶしている。
- ☐ 目の届きにくい場所からよく出てくる。
- ☐ プロレスごっこなどでいつもやられ役になっている。
- ☐ よくふざけ合っているが、何となく暗い（薄笑い）。

⑥掃除や諸活動

- ☐ 掃除道具を投げられたり、追いかけられたりしている。
- ☐ いつも後かたづけをさせられている。
- ☐ 特定の子供の机を運ぼうとしない。

⑦学級活動や班・係活動

- ☐ 選出の時、特定の子供の名前が冷やかして上がる。
- ☐ 問題が生じると、特定の子供の名前がすぐ上がる。
- ☐ 班長などをやめたいと急に言い出す。
- ☐ 班編制で最後まで決まらない。活動中も一人である。

(4) 学校における年間活動計画（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	いじめ防止基本方針の確認・周知 アンケート調査「こころのまど」 生徒指導委員会	10月	アンケート調査「こころのまど」 生徒指導委員会
5月	アンケート調査「こころのまど」 生徒指導委員会 児童理解研修会①	11月	アンケート調査「こころのまど」 生徒指導委員会
6月	教育週間（道徳の授業参観実施） アンケート調査「こころのまど」 生徒指導委員会	12月	人権集会実施 アンケート調査「こころのまど」 生徒指導委員会 児童理解研修会③
7月	アンケート調査「こころのまど」 生徒指導委員会 児童理解研修会②	1月	アンケート調査「こころのまど」 生徒指導委員会 児童理解研修会④
8月	平和集会実施 SC による事例研修及び担任との相談 生徒指導委員会	2月	アンケート調査「こころのまど」 生徒指導委員会 児童理解研修会⑤
9月	アンケート調査「こころのまど」 生徒指導委員会	3月	いじめ防止基本方針の見直し アンケート調査「こころのまど」 生徒指導委員会 児童理解研修会⑥

(5) 様々な相談機関

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
長崎市子ども相談センター （長崎市少年センター）	095-829-1122	長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275
子育て支援相談電話	095-825-5624	長崎いのちの電話	095-842-4343
ヤングテレホン （県警察本部少年課）	0120-786714	こころの電話	095-847-7867
子どもの人権110番	0120-007-110	24時間子供 SOS ダイアル （親子ホットライン）	0120-0-783310
こころの健康相談	095-846-5115	子ども相談アプリ	Chromebook から